

平成30年7月12日

平成30年台風第7号及び前線等に伴う大雨により  
被災した組合員と御家族の皆様へ

公立学校共済組合東京支部

この度の平成30年台風7号及び前線等に伴う大雨において、被害にあわれた組合員及び御家族の皆様には、心よりお見舞い申し上げます。

さて、被災された当共済組合の組合員及びその被扶養者の皆様には、下記のとおり特例措置が講じられています。

なお、被災により組合員証を紛失した場合は、速やかに所属所長に対し再交付申請を行うようお願いいたします。当該再交付申請が困難な場合においては、当共済組合東京支部へ直接連絡してください。

記

組合員証等がない場合における保険医療機関等での受診について

組合員証等の再発行が間に合わない場合であっても、保険医療機関等の窓口において、氏名、生年月日、連絡先（電話番号等）及び組合員の勤務先を申し立てることにより、保険診療が受けられる措置が講じられています。

問合せ先

公立学校共済組合東京支部

資格担当 電話 03-5320-6826